

ひとり親家庭などで児童を養育されている方に 給付金を支給します (公的年金等受給者・家計急変者)

要申請

令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

支給対象者 (1・2のいずれかに該当する方)

1. 公的年金給付等受給者

公的年金等(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等)を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

※児童扶養手当を申請していないが、申請していれば公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当が全部停止または一部停止になると想定される方も含まれます。

・対象児童

平成16年4月2日から令和5年2月28日生(令和5年3月時点において、障がいの状態にある20歳未満の方)

支給金額

支給対象児童1人につき5万円を1回に限り支給します。対象と思われる方は、下記担当課までご連絡ください。なお、令和5年3月分の児童扶養手当受給者および令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者については既に支給済みです。

2. 家計急変者

令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

・対象児童

平成17年4月2日以降に生まれた児童(申請時点において障がいの状態にある20歳未満の方)

■申請期限 令和6年2月29日(木) (必着)

なお、ひとり親世帯分以外の低所得の子育て世帯分の給付金につきましては、現在準備を進めています。随時広報や市ホームページで申請開始日および支給対象内容等をお知らせします。ご確認ください。

児童手当現況届等についてのお知らせ

児童手当制度が一部変更となったことにより、令和4年6月より現況届の提出が原則不要となりました。ただし以下の①および②の方については、必要書類の提出が必要となりますのでご注意ください。

①現況届等の提出が必要な方

- 離婚協議中であり、配偶者と別居している方
- 支給要件児童の戸籍や住民票が小松島市にない方
- その他、小松島市から提出の案内があった方

また、離婚協議中であつたが、離婚が成立したときや、児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったときなども、変更届を提出する必要があります。

②新規認定請求書の提出が必要な方

昨年度の所得が、右記表の所得上限限度額を上回ったことにより、児童手当等が支給されていない方で、令和5年度の所得が限度額を下回った場合は、新規認定請求書を提出することで児童手当等の支給を受けることができます。までご連絡ください。

扶養親族等の数	所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
1人 (児童1人の場合等)	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	934	1,162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	972	1,200

左記に該当する方、ご不明な点がある方は、下記担当課

小松島市公立就学前教育・保育施設再編計画の策定委員を募集します

小松島市では「小松島市公立就学前教育・保育施設再編計画」の策定にあたり、計画内容の検討段階でご意見やご提言をいただく市民代表委員を1名募集します。

■応募資格 市内在住の20歳以上の方で、平日昼間の会議に出席可能な方。 ■締切日 6月30日(金)

■応募方法 住所・氏名・年齢・電話番号を記入のうえ、「就学前教育における保育所等の役割とその機能について」をテーマとした作文を800文字以内でまとめ、市児童福祉課まで郵送、メールまたは直接持参により提出してください。(様式は自由です。)

【応募・お問い合わせ先】 〒773-8501 小松島市横須町1番1号 市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)

☎ 32・2114 / FAX 32・3738

Mail: jidoufukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp